

桑沢デザイン研究所 ハラスメントの防止・対策に関するガイドライン

1. ハラスメントに対する基本姿勢

ハラスメントは、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害行為です。専門学校桑沢デザイン研究所（以下「本校」という。）は、すべての学生と教職員が、個人として尊重され、適正な環境のもとで修学、就労する権利が保障されるよう、次のようにハラスメントの防止と対策に取り組みます。

- 1) ハラスメントに関する啓発活動をとおして、ハラスメントの防止と排除に努めます。
- 2) ハラスメントについて学生や教職員が相談しやすい窓口の整備に努めます。
- 3) ハラスメントに関する相談や申し出に対しては、被害者の救済を第一に考えるとともに、関係者のプライバシーの保護と秘密の厳守に留意しながら、迅速かつ適正に対処します。

2. ガイドラインの目的

本校は、上記「基本姿勢」を達成するために「専門学校桑沢デザイン研究所 ハラスメント防止等に関する規程」を定めています。本ガイドラインは、この規程に基づく本校のハラスメントに対する対応について、わかりやすく説明することを目的とします。

3. ガイドラインの対象と適用範囲

本ガイドラインの対象と適用範囲は、次のとおりとします。

- 1) 本校のすべての学生及び教職員を対象とします。
 - ① 学生とは、総合デザイン科、デザイン専攻科、附帯教育等、本校で学ぶ全ての者を含みます。
 - ② 教職員とは、専任・非常勤を問わず、本校に在職するすべての教育職員や事務職員等のほか、本校の業務遂行に関わる派遣契約者を含みます。
 - ③ 学生については本校を卒業・修了・退学等で学籍を失った後、教職員については離職後、1年以内に限り、在学中又は在職中に起きた件であれば対象とします。
- 2) 学内外を問わず、本校の学生及び教職員の教育・研究や修学・就労の関係が継続されているとみなされる、すべての場所・時間を適用範囲とします。ゼミや学生団体での飲み会・課外活動や合宿等の諸活動も適用範囲となります。また、授業等教職員と学生が関わる場だけでなく、学生同士の間も含まれます。

4. ハラスメントとはどのようなことか

一般的にハラスメントとは、様々な人間関係の中で、優位な立場にある者がその立場を利用して、逆らえない立場、弱い立場にある者に対して、社会通念に照らして不適切・不当な言動により相手を傷つけ、不快感や不利益を与えることをいいます。

本校では、学生や教職員の様々な人間関係の中で、社会通念に照らして不適切・不当な言動により個人又

は複数の者に不快感や不利益を与えたり、修学環境や就労環境を悪化させたりする言動をハラスメントととらえます。

ハラスメントには次のようなものがあります。

1) セクシャル・ハラスメント

修学、教育・研究、就業上の関係を利用して、行為者の意図にかかわらず、相手の意に反する性的な言動が行われ、それに対する対応によって不利益を受けること又は修学や教育・研究、就業の環境が害されるものをいいます。

【セクシャル・ハラスメントの例】

- ・ 性的な言葉や行為によって、相手や周囲に精神的苦痛を感じさせたり、不快な思いをさせたり、修学環境や就労環境を損なうこと。
- ・ 優位な立場を利用して、相手の望まない性的行為を要求し、これに抵抗・拒否した者に対して不利益を与えたり、それをほのめかしたりすること。
- ・ 本人の意に反する性的な言葉や行為によって、本人にとって修学環境や就労環境が不快なものとなり、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、修学・就労するうえで看過できない程度の支障が生じること。

2) 就業上のパワー・ハラスメント

本校の労働者教職員等に対して職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者教職員等の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいいます。

【就業上のパワー・ハラスメントの例】

- ・ 侮辱・暴言等によって相手に精神的な攻撃を与えることや、指導の範疇を越えて相手の人格を傷つけ、人権を侵害するような言動を行うこと。
- ・ 退職や転職等を強要したり、それをほのめかしたりすること。
- ・ 違法行為を強制することや、虚偽の書類の作成、書類の改ざんを指示すること。
- ・ 正当な理由なく、職務上の指導を一切しないことや仕事を与えないこと、職務に関して人と相談することを禁止する等、コミュニケーションを拒否すること。
- ・ 正当な理由なく、休日出勤や残業を強要することや休暇の申請を認めないことや、本人が希望しているにもかかわらず退職を認めないこと。

3) アカデミック・ハラスメント

教育・研究上優越的な地位にある者が教育・研究上必要かつ相当な範囲を超えて行う不適切な言動、指導のことであり、それによって相手方の修学・研究意欲や修学・研究環境が害されるものをいいます。

【アカデミック・ハラスメントの例】

- ・ 授業や講評会等において、学生を大声で叱責したり、あえて第三者の前で侮辱したり、指導の範疇を越えて相手の人格を傷つけるような言動を行うこと。
- ・ 正当な理由なく教育・研究上の指導を一切しないことや、個人的な感情によって特定の学生に

対する指導を拒否する等、教育・研究の遂行を妨害すること。

- ・ 十分な説明もなく、本人の希望に反する学習・研究計画や研究テーマを無理矢理押し付けること。
- ・ 正当な理由なく、就職活動を禁止することや、就職や進学に必要な推薦書を一切書かないこと。

4) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント、ケア・ハラスメント）

職場において、役員、上司、同僚が、教職員の妊娠・出産及び育児等に関する制度又は措置の利用に関する言動により就業環境を著しく悪化させることをいいます。

【妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの例】

- ・ 部下の妊娠・出産、育児・介護休業に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動を行うこと。（産休取得を相談した職員に対する「休みを取るなら辞めてもらう」と発言すること、等。）
- ・ 部下又は同僚の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動を行うこと。（制度利用の請求に対し、請求をしないよう、又は取り下げるように申し向ける行為を行うこと、等。）
- ・ 部下又は同僚の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等を行うこと。（制度利用の請求に対し、嫌がらせ的な言動、業務に従事させない、もっぱら雑務に従事させる行為を行うこと、等。）

5) 逆ハラスメント

ハラスメントは、優位な立場にいる者がその立場を利用して行うものと考えられがちですが、「学生から教員」「部下から上司」等、逆の立場から行われる場合もあります。

【逆ハラスメントの例】

- ・ 学生や部下が、教員や上司との性的な関係をとおして、修学や就労に対する便宜を強要すること（逆セクシャル・ハラスメント）。
- ・ 学生や部下が、教員や上司に関する不当な噂を流して、修学環境や就労環境を乱すこと（逆パワー・ハラスメント）。
- ・ 先輩職員や上司の指示を無視・拒否したり、報告すべき職務情報を故意に伝えなかったり等をとおして、就労環境を乱すこと（逆パワー・ハラスメント）。
- ・ 学生が、特定の教員の授業に出席しないよう扇動すること（逆アカデミック・ハラスメント）。

6) カスタマーハラスメント

在学生、卒業生、保証人、保護者等、あるいは、外部の取引先等からの、社会通念上不相当な内容・手段・態様による要求によって、本校や本学園教職員の就業環境等を害することをいいます。

【カスタマーハラスメントの例】

- ・ 威迫・脅迫・威嚇・侮辱行為等を用いて、要望を実現しようとする事。

- ・ 要望を実現するため、教職員や学生のプライバシーを侵害すること。
- ・ 教職員に対し、合理的理由のない謝罪や処罰を要求すること。
- ・ 同じ要望やクレームの過剰な繰り返し等により、教職員を長時間にわたって拘束すること。
- ・ SNSやインターネット上で、本校や教職員に対する誹謗中傷を繰り返すこと。

7) その他のハラスメント

1) から6) のほか、次のようなものもハラスメントです。

- ・ 酒の飲めない者への飲酒や、優位な立場を利用して一気飲みを強要すること等（アルコール・ハラスメント）。
- ・ 個人の能力や特性に関係なく、「男性だから」「女性だから」といった固定概念に基づく差別的な言動をとること（ジェンダー・ハラスメント）。

5. ハラスメントと思ったら

ハラスメントは、早い段階で誰かに相談することが問題解決のポイントになります。ハラスメントを受けたと感じたら、ひとりで悩まずに次に示す「ハラスメントに関する相談窓口」（以下「相談窓口」という。）に相談や申し立てをするようにしてください。相談窓口には家族や信頼できる友人・教職員と一緒にいってもかまいません。直接行きにくいときは、相談窓口にもメールや文書、電話等で内容を伝えることもできます。

また、友人や同僚等からハラスメントに関する相談を受けた場合は、相談窓口に行くことを勧めてください。あるいは、友人や同僚等からハラスメントに関する相談を受けて、対応に困った場合にも、対応方法について相談窓口にご相談ください。なお、そのときに知った友人や同僚等の相談内容については、相談者の意向を尊重するとともに、プライバシーに十分に配慮して慎重に扱うようお願いします。

【ハラスメントに関する相談窓口】

1) 教務学生課 窓口

（電話：03-3463-2431(代) メール：kyoumu@kds.ac.jp)

学生からの相談や申し立てに、教務学生課の職員が対応します。

2) カウンセリング相談室 カウンセラーが対応します。

3) 庶務課 窓口

（電話：03-3463-2431(代) メール：kdssyomu@kds.ac.jp)

教職員からの相談や申し立てに、庶務課の職員が対応します。

4) その他専任教職員

相談しやすい専任の教職員に相談することも可能です。

6. ハラスメントへの対処

ハラスメントの相談や申し立てに対しては、本校は次のように対応・対処します。

1) 相談窓口での対応

相談や申し立てに来た者（以下「相談者」という。）の意思を尊重しながら、相談や申し立ての内容と、相談者が望む対応についての聴き取りを行います。そのうえで、相談者や相談者のプライバシーの保護、二次被害の防止を含む適切な対応に努めます。

2) 問題解決に向けた対処

「ハラスメント防止・対策委員会」（以下、「委員会」という。）が次のとおり問題解決に向けた対応を行います。

① 事前協議による解決

委員長が委員やその他必要と判断した者に対応方法について協議をします。必要に応じて事実関係についての緊急調査を行うことがあります。協議した結果に基づき、相談者に対して解決のための措置を提案します。提案内容の例として、以下のようなものがあります。

- ・ 相談者の意向により、委員会の委員がハラスメントを行ったと思われる者（以下「行為者」という。）と面談のうえ、相談・申し立ての内容を通知し、事実関係を確認のうえ行為者の改善を求めて問題解決を図る。
- ・ 委員又は本校教職員が、当事者（相談者と行為者）双方から公平に事情聴取を行い、双方の意見を調整する調停案を作成して問題解決に導く。

② 調査による解決

事前協議により委員長が必要と判断した場合に、委員会は調査委員を選任し、必要に応じて学外の有識者を加え、ハラスメントに関する調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置します。調査委員会は、当事者双方及び関係者から公正に事情聴取を行い、ハラスメントの有無について判断します。調査委員会の設置に代えて、事実関係の調査を専門家で構成される第三者機関に委任することもあります。

なお、事前協議により、相談等の内容についてハラスメントに該当しないことが明らかであると委員長が判断した場合や、相談等の内容について相談者の事実誤認であることが明らかであると委員長が判断した場合には、事案の対応を終了することがあります。

また、正当な理由なく調査委員会による調査に協力しない場合や、調査委員会による公正中立な判断を意図的に妨害する場合、調査委員会の指示に従わない場合等、適正な調査活動の継続を困難にする相談者の行為があったものと調査委員会がみとめたときには、調査委員会の判断において当該の事情を斟酌したり、あるいは、それ以上の調査を打ち切ったりすることがあります。

7. ハラスメントに対する措置・処分

委員会は、調査を必要とした事案について、調査委員会からの報告に基づき、その措置について判断し所長に報告します。所長は、委員会からの報告に基づき、措置が必要な者の身分に応じて次のように対処し

ます。

また、ハラスメントの相談や申し立て、聴き取りや調査等において、意図的に虚偽の申し立てや証言を行った者に対しても、同様の措置を講じます。

1) 措置の対象が教職員の場合

所長は理事長に必要な措置を具申し、理事長が諸規程により処分を決定します。

2) 措置の対象が学生の場合

所長が教員会議に審議を付託し処分を決定します。

8. 処分の公表

処分の内容については、関係者のプライバシーに配慮しつつ、学内掲示及び本校公式ウェブサイトにおいて公表します。

9. プライバシーの保護と不利益取扱いの禁止

ハラスメントに関する対応に当たっては、当事者及び関係者の名誉と人権に配慮することが大原則です。ハラスメントの相談や対応・対処に関わった者は、学生、教職員を問わず、相談者及び行為者双方への二次被害を防止する観点からも、知り得た情報について、みだりに口外することを控え、当事者や関係者のプライバシーの保護に努めなくてはなりません。また、ハラスメントの相談や対応・対処に関わった者に対し、そのことをもって修学・就労上の不利益となる取扱いをしたり、報復措置を講じたりすることを禁止します。

10. ガイドラインの改正

このガイドラインは、委員会で定期的に見直しを行い、必要に応じて改正します。

2025年4月1日改定

2026年4月1日改定

以上